

福祉用具

1 補装具

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具（車椅子、補聴器等）の購入・修理・借受けに必要な費用を支給します。

対象者 所定の身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等（障がい等の内容により、支給対象種目が異なります。支給対象種目については、窓口にお問い合わせください。）

手続 窓口に医師意見書・見積書等を添えて、申請書を提出してください。

購入・修理・借受けまでの流れ

- ① 窓口に申請書等を提出します。
- ② 専門機関等で行われる、補装具の必要性についての判定の後、支給決定を受けます。
- ③ 補装具業者と契約を結び、補装具の製造又は修理をしてもらいます。借受けの決定を受けた場合は借りる補装具を受け取ります。
- ④ 購入・修理・借受けの費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用 利用者は補装具の購入・修理・借受けの費用の1割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※以下の場合は支給対象外となります。

18歳以上の方→本人又は同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合

18歳未満の方→保護者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 子どもの補聴器購入費等助成

軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成します。

対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある、札幌市にお住まいの満18歳未満の子どもの保護者（聴力レベルや保護者の所得に制限があります。）

手続 補聴器を**購入又は修理する前**に、お住まいの区役所保健福祉課で申請してください。必要な書類などは、窓口までお問い合わせください。

助成対象となる費用 補聴器本体の購入又は修理費用（助成基準額は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の支給基準額に準じます）。※補聴援助システム（FM式・デジタルワイヤレス式）も助成対象となりました。

費用 市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額があります。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	助成基準額の1割

※購入又は修理費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく自己負担となります。

※保護者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を給付します（事前申請が必要です）。

対象者 身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び難病患者等で、障がいの程度、年齢等、種目ごとに定められた要件を満たす方（原則は在宅の方を対象とする）。

対象種目 種目ごとに対象となる障がいの種類、障がいの程度、用具の性能、給付限度額の基準があります。また、種目によっては、申請にあたり主治医の意見書が必要になる場合があります。

※対象者要件等の詳細については、お住まいの区役所保健福祉課へお問い合わせください。

対象種目一覧			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅療養等支援用具	盲人用体温計（音声式）
	特殊マット		盲人用体重計（音声式又は触読式）
	特殊尿器		パルスオキシメーター
	入浴担架		携帯用会話補助装置
	体位変換器		情報・通信支援用具
	移動用リフト		点字ディスプレイ
自立生活支援用具	入浴補助用具	情報・意思疎通支援用具	点字器
	ポータブル便器		点字タイプライター
	歩行補助つえ		視覚障害者用ポータブルレコーダー
	移動・移乗支援用具		視覚障害者用音声ICタグレコーダー
	頭部保護帽		視覚障害者用活字読上げ装置
	特殊便器		視覚障害者用拡大読書器
	火災警報器		視覚障害者用緊急地震速報受信ラジオ
	自動消火器		盲人用時計
	電磁調理器		聴覚障害者用通信装置
	歩行時間延長信号機用小型送信機		聴覚障害者用情報受信装置
	聴覚障害者用屋内信号装置		人工喉頭
	保護ブーツ		埋込型人工喉頭用人工鼻
	在宅療養等支援用具		透析液加温器
ネブライザー		収尿器	
電気式たん吸引器		改修費宅	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
酸素ボンベ運搬車			

手続 窓口に札幌市の日常生活用具給付事業委託業者が作成した見積書を添えて、申請書を提出してください。

費用 利用者は日常生活用具の給付にかかる費用の1割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円 (ストーマ用装具にあつては 3,100円)

※以下の場合には支給対象外となります。

18歳以上の方→本人又は同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合

18歳未満の方→保護者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 紙おむつの支給

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方(原則3歳以上)に、紙おむつを支給します。グループホームや福祉ホームを利用している方は、契約内容によって、支給対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

支給数量 1月6,500円以内の数量(1袋単位)を毎月1回対象者の自宅に配達します。

費用 生活保護世帯 無料

上記以外の世帯 利用額の1割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 福祉用具展示ホール

だれもが安心して快適に地域で暮らせるために、福祉用具の展示や情報提供をしています。

当展示ホールには、高齢の方や障がいのある方のための福祉用具をはじめ、介護者の負担を軽減するための介護用品などを多数展示し、展示品に触れたり、試乗することができます。毎月第2土曜日(8月を除く)は福祉や介護に関する無料講座を開催しています。

利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで。第2土曜日 9時～正午まで。(第2を除く土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。)

◇札幌市社会福祉協議会 福祉用具展示ホール (中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター4階 ☎614-3345 内線426)

6 福祉用具リサイクル

家庭などで不要になった福祉用具等を、必要としている方に譲りたいという善意を活用し、リサイクル情報の橋渡しを行っています。

品目 一般的な福祉用具、介護用品を対象としますが、肌に直接触れる物品(ポータブルトイレ、おむつ等)は原則として、未使用のものに限っています。

手続 市民から寄せられる「譲ります」「譲ってください」の情報を登録し、提供者と譲受者双方の意向が一致した場合に、お互いの住所・氏名をお知らせし、当事者同士で話を進めます。

費用 提供物品は、原則として無料ですが、運搬・修理等に関する費用は、譲り受ける側の負担となります。

◇札幌市社会福祉協議会 福祉用具展示ホール

(中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階

☎614-3345 内線426)